

福岡医発第45号(地)

平成17年4月5日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹 嶋 康 弘

救急搬送体制における個人情報の保護について

本年4月1日より個人情報の保護に関する法律が施行されますが、次の二点について、今般、消防庁救急救助課長及び厚生労働省医政局指導課長の見解を示す通知が発出された旨、別紙のとおり日本医師会より通知がありました。

二点のいずれも、個人データの第三者提供の制限、つまり個人情報取扱事業者があらかじめ本人の同意を得ていない個人データを第三者に提供することを禁止する個人情報保護法の規定の例外をなすものです。

つきましては、本件について、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

1. 消防機関から医療機関に対し、ウツタイン様式等の報告や活動記録表の作成のため、搬送患者に関する情報（傷病名、傷病の程度、予後等）の提供を求める場合

「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令（この場合は消防組織法第22条）の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」（個人情報保護法第23条第1項第4号）に該当（国公立病院・診療所も同様）。

2. 救急救命士のためのメディカルコントロール（MC）協議会における事後検証

「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」（個人情報保護法第23条第1項第3号）に該当（国公立病院・診療所も同様）。

医療機関から直接MC協議会にではなく、消防機関等に提供することになります。

消防機関等は、医療機関から情報を収集した後、匿名化を行って個人情報保護法上の「個人情報」に該当しないようにした上で、MC協議会に提供します。したがって、検証医が受け取る検証票は、「個人情報」ではないものとなります。

(地I2)

平成17年4月4日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

雪 下 國



救急搬送体制における個人情報の保護について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本年4月1日より個人情報の保護に関する法律が施行されますが、次の二点について、今般消防庁救急救助課長及び厚生労働省医政局指導課長の見解を示す通知が発出されました。

二点のいずれも、個人データの第三者提供の制限、つまり個人情報取扱事業者があらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供することを禁止する個人情報保護法の規定の例外をなすものです。

①消防機関から医療機関に対し、ウツタイン様式等の報告や活動記録表の作成のため、搬送患者に関する情報（傷病名、傷病の程度、予後等）の提供を求める場合

「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令（この場合は消防組組法第22条）の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」（個人情報保護法第23条第1項第4号）に該当（国公立病院・診療所も同様）。

②救急救命士のためのメディカルコントロール（MC）協議会における事後検証

「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」（個人情報保護法第23条第1項第3号）に該当（国公立病院・診療所も同様）。

医療機関から、直接MC協議会ではなく、消防機関等に提供することになります。

消防機関等は、医療機関から情報を收拾した後、匿名化を行って個人情報保護法上の「個人情報」に該当しないようにした上で、MC協議会に提供します。したがって、検証医が受け取る検証票は、「個人情報」ではないものとなります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下医療機関への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。



医政指発第 0331006 号
平成 17 年 3 月 31 日

(社) 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局指導課長

事後検証における患者に関する情報の取扱いについて

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、今般、別添の通り各都道府県衛生主管部（局）長に対して通知を発出いたしましたので、御了知いただきますとともに、会員各位に広く周知されることについて格段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

医政指発第 0331005 号
消 防 救 第 9 7 号
平成17年3月31日

各都道府県 { 衛生主管部(局)長
消防主管部(局)長 } 殿

厚生労働省医政局指導課長

消防庁救急救助課長

事後検証における患者に関する情報の取扱いについて

「救急救命士の薬剤投与の実施に係るメディカルコントロール体制の充実強化について」(平成17年3月10日付け消防救第70号・医政指発第0310003号)等において、事後検証の実施を含めたメディカルコントロール体制の充実強化についてお願いしているところであるが、平成17年4月1日から「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」が全面施行されるとともに、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)」が施行されることに伴い、事後検証において患者に関する情報を収集し、メディカルコントロール協議会に提供するに当たっては、下記に留意されたい。

また、貴都道府県内市町村(消防の事務を処理する組合を含む。)、関係団体等に対して、この旨周知願いたい。

記

- 1 事後検証においては、消防機関等関係行政機関が、医療機関の保有する患者に関する情報を収集し、メディカルコントロール協議会に提供するに当たっては、傷病者を特定できないよう匿名化する等により、個人情報の保護に関する法律第2条第1項、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条2項及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条2項に規定する「個人情報」に該当しない範囲内の情報にとどめること。
- 2 事後検証のために、個人情報の保護に関する法律第2条第3項に規定する「個人情報取扱事業者」に該当する医療機関が保有する患者に関する情報を消防機関等関係行政機関に提供する場合は、同法第23条第1項第3号に該当すると考えられること。
- 3 事後検証のために、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する「行政機関」に該当する医療機関が保有する患者に関する情報を消防機関等関係行政機関に提供する場合は、同法第8条第2項第3号に該当すると考えられること。

- 4 事後検証のために、独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律第2条第1項に規定する「独立行政法人等」に該当する医療機関が保有する患者に関する情報を消防機関等関係行政機関に提供する場合は、同法第9条第2項第3号に該当すると考えられること。

(写)

消防救第95号
平成17年3月31日各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長

消防庁救急救助課長

医療機関に搬送した傷病者に関する情報について

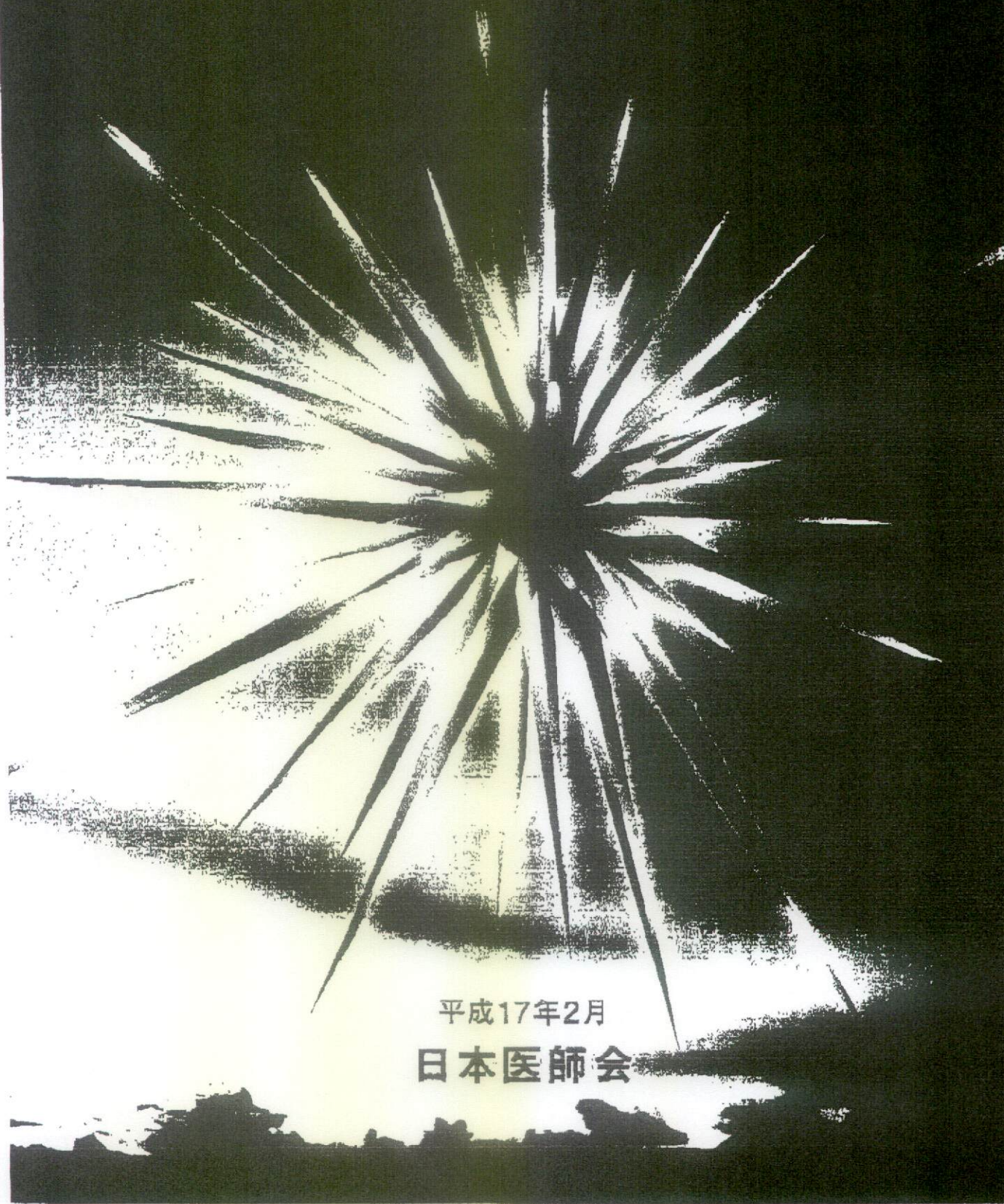
平成17年4月1日から「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」が全面施行されるとともに、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)」が施行されますが、消防機関が、消防組織法第22条に基づいて、消防庁長官に救急救助業務実施状況調及びウツタイン様式等の報告並びにこれらの報告に資する活動記録票の作成をするため、医療機関に対して、搬送した傷病者に関する情報の提供を求める場合においては、下記により協力を依頼されるよう、各都道府県におかれましては、管内市町村(消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。)に対して、周知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 消防機関が、個人情報の保護に関する法律第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者に該当する医療機関に対して、搬送した傷病者に関する情報の提供を求めることは、同法第23条第1項第4号に該当すると考えられること。
- 2 消防機関が、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する行政機関に該当する医療機関に対して、搬送した傷病者に関する情報の提供を求めることは、同法第8条第2項第3号に該当すると考えられること。
- 3 消防機関が、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人等に該当する医療機関に対して、搬送した傷病者に関する情報の提供を求めることは、同法第9条第2項第3号に該当すると考えられること。

必携

医療機関における
個人情報保護



平成17年2月
日本医師会

安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(第三者提供の制限)

第23条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

一 第三者への提供を利用目的とすること。

二 第三者に提供される個人データの項目

三 第三者への提供の手段又は方法

四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

3 個人情報取扱事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項

を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

5 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第24条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称

二 すべての保有個人データの利用目的（第18条第4項第一号から第三号までに該当する場合を除く。）

か、消防に関する一切の事項

【消防庁長官の助言等】消組二〇

【市町村相互の応援】

第二十一条 市町村は、必要に応じ、消防に関し相互に応援するよう努めなければならない。(ウ)

② 市町村長は、消防の相互応援に関して協定することができる。

(ウ)

一項 追加 旧一項 二項に繰下 [昭和三八年四月法律八九号]

【協定】消組一八の二八・二四の六【協定】消防組織法第二十一条に基く市町村の相互応援協定(準則)

【消防統計及び消防情報】

第二十二条 消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。(ホ)(リ)(ニ)

本条…一部改正(昭和二十七年七月法律二五八号・三五年六月一一三号)、全部改正(昭和五八年一一二月法律八三号)

【消防庁長官】消組三・二〇・二四の三【消防統計】消組四②・一八の二三(例) 火災報告、火災月報、消防年報、救急月報、救急

年報等【消防情報】消組四②・一八の二三、災対五三(例) 火災即報、火災詳報、救急速報、救急詳報、特殊災害事例報告、災害の被害報告等【報告の形式、方法】火災報告取扱要領、救急事故等報告要領、風水害等の被害報告要領等

【警察通信施設の使用】

第二十三条 消防庁及び地方公共団体は、消防事務のために警察通信施設を使用することができる。(ホ)(リ)

本条…一部改正(昭和二十七年七月法律二五八号・三五年六月一一三号)

【通信施設等の使用】災対五七・七九 水防二〇②

【消防及び警察の相互協力及び非常事態における災害防犯協定及び指揮関係等】

第二十四条 消防及び警察は、国民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力をしなければならない。

② 消防庁、警察庁、都道府県警察、都道府県知事、市町村長及び水防法に規定する水防管理者は、相互間において、地震、颱風、水火災等の非常事態の場合における災害防犯の措置に関し予め協定することができる。これらの災害に際して消防が警察を応援する場合、運営管理は警察がこれを留保し、消防職員は、警察権を行使してはならない。これらの災害に際して警察が消防を応援する場合は、災害区域内の消防に係る警察の指揮は、消防がこれを行う。(ロ)(三)(ホ)(ヘ)(リ)

二項…一部改正(昭和二十四年六月法律一九三号・二六年三月一八号・二七年七月二五八号・一九九年六月一六三号・三五年六月一一三号)

【協定】一項の【消防及び警察】 消防及び警察の任務遂行に当たる組織又は構成員をいう。

【協定】消防組織法第二十四条第二項による協定について、緊急